

様

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛
(公印省略)

令和7(2025)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)
(研究成果公開促進費)の交付内定について(通知)

独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が交付を行う令和7(2025)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)のうち、研究成果公開促進費「学術図書」の事業課題については、下記のとおり交付内定をしましたので通知します。

については、補助金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

記

I 交付内定課題

種 目 名 : 学術図書

課 題 番 号 :

事業課題名称 :

交付予定額 : 令和7(2025)年度 金 円

Ⅱ 提出書類及び提出期限

別紙3「令和7(2025)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)「学術図書」の補助事業を遂行するに当たっての留意事項及び関係書類の提出について」の内容を確認した上で、下記の提出書類を取りまとめ、日本学術振興会に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	提出期限
(1) 必ず提出する書類	
① 交付申請書（様式 A-52）	4 月 2 2 日（火）
② 見積書（様式 A-53-2, 3, 4）※ 1	
③ 振込銀行口座届（様式 A-55）	
④ 本人確認書類等 ※ 2	
(2) 必要に応じ提出する書類	
⑤ 代表者の転入報告書（様式 A-58）	4 月 1 5 日（火）

※1 「見積書」等については、別紙1「交付申請にかかる事務手続等について」を参照してください。

なお、令和7(2025)年度に刊行のみ行う場合には様式 A-53-2 又は A-53-3 を、令和7(2025)年度に翻訳・校閲の上刊行を行う場合には様式 A-53-2 又は A-53-3 及び様式 A-53-4 を、令和7(2025)年度に翻訳・校閲を行い令和8(2026)年度に刊行を行う場合には様式 A-53-4 を提出してください。

※2 本人確認書類については、下記の書類を科研費電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)にて提出してください。

1) 代表者の本人確認書類

次のうちいずれか1点以上を提出してください。ただし、マイナンバーが記載されている書類は添付書類として受け付けることができません。

- ・運転免許証又は運転経歴証明書(コピー)
- ・旅券(パスポート)(顔写真のあるページ)(コピー)
- ・健康保険証(氏名・生年月日・住所が記載されているページ。カードタイプの場合は表裏両面。保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)(コピー)
- ・住民票の写し(発行日より3か月以内のもの)
- ・戸籍抄本(旧姓で登録する場合)(発行日より3か月以内のもの)

2) 通帳のコピー(表紙、1ページ)

Ⅲ 提出方法

電子申請システムにより日本学術振興会へ提出してください。(別紙2参照)。

なお、上表のうち、④については電子申請システム上にて①を作成する際に提出してください。⑤については、様式を日本学術振興会のホームページよりダウンロードの上、作成した様式を電子申請システムにてアップロードして提出してください。

<様式掲載 URL>

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/koufu_dl.html

※印刷物の郵送による提出は不要です。

交付申請書、交付請求書の作成及び確認に当たっては、同ホームページにおいて、「記入例・作成上の注意」を掲載していますのでご活用ください。

Ⅳ 問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 研究助成第二係

TEL 03-3263-0164

V その他留意事項

1. 内定された課題について、提出期限までに上記Ⅱの提出がない場合は、交付決定を行いません。
2. 上記Ⅰに記載している次年度以降の「交付予定額」については、取組の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定通知に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

(参考) 交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

- 継続の事業課題について、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程17号）第5条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」となった場合

3. 代表者は、日本国内に居住する必要があります。
4. 交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動等の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」について、代表者に確認を求めています。この確認事項において、代表者が既に研究倫理教育の受講等を行ったこと、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。代表者が補助金の交付を希望する場合は、全ての事項を十分確認の上、交付申請書等を提出してください。

<研究倫理教育教材>

- 『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会（PDF）

- 研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）

※ 上記のうち、どちらか一方を選択し、通読・履修してください。

<研究倫理教育教材掲載ページ>

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

5. 「交付申請書」の作成に当たっては、先に提出済みの計画調書の内容及び令和7(2025)年度の「交付予定額」を踏まえ、刊行又は翻訳・校閲の実態に即して妥当な変更を行うことは差し支えありませんが、公募要領に記載のとおり発行部数は原則として変更できません。

なお、通知した「交付予定額」では応募時の計画調書に記載した補助事業の規模を縮小せざるを得ない場合、又は計画の遂行が不可能となる場合には、交付申請を辞退してください。

6. 本通知文（各様式を含む。）は日本学術振興会ホームページ（<https://www.jsps.go.jp/j-grants/inaid/index.html>）において公開します。なお、各様式については、同ホームページからダウンロードして作成してください。

7. 新規の課題については本通知日以降、継続の課題については4月1日から、それぞれ補助事業を開始し、必要な契約等を行って差し支えありません。ただし、翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しは、6月30日までに実施してください。

8. 補助事業完了後に提出される「実績報告書」等に基づき、その報告にかかる補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたときは、補

助金の額を確定します。なお、補助金は、額の確定後に精算払いで届出のあった銀行口座へ送金します。

9. 交付申請書等に含まれる個人情報、科学研究費助成事業の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

10. 平成29年2月17日付けで文部科学省より参考1の通知が発出されています。ついては、国際連合安全保障理事会決議第2321号の主文11に該当する可能性がある場合には、前項IVに報告してください。

11. 科研費による補助事業を行う代表者等は、当該代表者等が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報（当該研究者の研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・整備等による支援に関する情報を含む）について、所属機関の取扱いに基づき所属機関と適切に共有する必要があります。

※参考：

【競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）】

URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf>

【研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）】

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf

【研究インテグリティに関する検討（内閣府HP）】

URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>

12. 科研費による補助事業を行う代表者等は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法を十分に確認することとしており、所属機関は、当該事務を適切に行うために必要な体制を整備する必要があります（参考2参照）。

VI 令和7（2025）年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）の交付内定・交付決定等の日程（予定）

種 目	研究成果公開促進費
交付内定の時期	4月1日
交付決定の時期	6月下旬
補助金送金の時期	補助事業完了後の実績報告書の提出があったのちに日本学術振興会から通知する、「額の確定」の通知日からおおむね2週間後

（添付書類）

別紙1「交付申請にかかる事務手続等について」

別紙2「電子申請システムを利用した交付申請について」

別紙3「令和7（2025）年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）「学術図書」の補助事業を遂行するに当たっての留意事項及び関係書類の提出について」

別紙4「「学術図書」補助条件（令和7（2025）年度）」（予定）

別紙5「令和7（2025）年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について」

参考1「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」（平成29年2月17日付け 文部科学省大臣官房国際課長通知）

参考2「外為法の遵守徹底及び安全保障貿易管理に係る体制整備について」（経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課）